

知立市 行政改革集中改革プラン

知 立 市

はじめに	1
第1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	1
1 基本的考え方	1
2 平成17年度から平成21年度における再編・整理等の目標	2
第2 民間委託等の推進（指定管理者・PFI・地方独立行政法人制度等の活用を含む）	2
1 基本的考え方	2
2 公の施設	3
3 公の施設以外の施設	4
4 その他の事務事業	4
第3 定員管理及び給与の適正化	5
1 定員管理の適正化	5
2 手当の総点検を初めとする給与の適正化について	6
3 定員・給与等の状況の公表	7
4 福利厚生事業の適正化・公表	8
第4 経費節減等の財政効果	8
1 経費の節減合理化等財政の健全化	8
2 補助金の整理合理化	11
3 公共工事	12
第5 地方公営企業	12
1 上水道事業	12
2 公共下水道事業	14
3 宅地造成事業	15
4 駐車場事業	16
第6 第三セクターの見直し	18
1 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定	18
2 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定	18
3 監査・点検評価・情報公開の体制等	18
4 役職員と給与の見直し	19
第7 その他	19
1 地方公社	19
2 地域協働の推進	19
3 人材育成の推進	20
4 公正の確保と透明性の向上	20
5 電子自治体の推進	20
6 事務事業等の改革、改善	21

はじめに

本市においては、昭和 60 年に第一次、平成 8 年に第二次行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組み、住民対応の改善や行財政運営の効率化において一定の効果を挙げて参りました。

また平成 17 年 3 月には、「いきいきとしたまち 知立（市民と行政の力を合わせた市役所づくり）」を基本理念とした第三次行政改革大綱を策定し行政改革に取り組んできたところです。

一方、国においては平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、これを踏まえて平成 17 年 3 月 29 日には総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

これを受けて本市は、平成 17 年度から平成 21 年度を取組期間とした「知立市行政改革集中改革プラン」を策定しました。

なお、このプランは本大綱を基に具体的な実行計画として策定しており、経費節減等の財政効果は大綱記載の取組事項によるものも含めたものとなっています。

第 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1 基本的考え方

時代や環境の変化に伴い、ますます多様化高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため、本市においては、第 3 次知立市行政改革大綱 14 頁において「規定計画・方針の見直し」の項目を取組事項に掲げ、取り組んでいる。また事務事業の見直しについては、平成 15 年度から導入している行政評価によるマネジメント・サイクルを有効に活用し、所期の目的を達成した事務・事業の廃止・縮小、目的を類似する事務・事業の統合等見直しを行うことで、市民から負託を受けた貴重な財源を効果的、効率的に執行し、住民満足度をより向上できるよう見直しを行う。

また、広域行政についても、先進事例を参考によりよいありかたを検討する。

外部意見を取り入れる仕組みとしては、日常業務を通じて市民から取り入れる他、市政懇談会、行政評価においては公募市民により構成された行政評価委員会に意見を聞き、庁内で検討のうえパブリックコメント等を通じて取り入れていく。また、審議会委員の選定にあたっては、公募など市民の参画を積極的に促していく。

（参考 第 3 次知立市行政改革大綱 14 頁より）

【取組事項】（短期目標）

項 目	期 間				
	17	18	19	20	21
58 既定計画・方針の見直し					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

2 平成17年度から平成21年度における再編・整理等の目標

行政評価等による見直しの結果、以下のとおり取組む。

所管課及び 取組番号	取組事項	取組内容	目標年度
地域振興課 1	人権啓発イベントや 学習機会の提供事業	「講演と人権のつどい」と、生涯学習課「ふれあい講演会」を統合し「人権を考える講演会」を開催する。	平成17年度
地域振興課 2	ボランティアセンター 支援事業（福祉課実 施事業）	地域振興課事業に統合・充実を図る。	平成18年度
市民課 1	リリオ出張所設置事 業	市民利便向上と費用の面から市の規模に 応じたありかたを、収納率向上等のための土 日開庁、宿直事務と併せて、検討する。	平成18年度
環境課 1	低公害車の普及に伴 う事業者への代替補 助事業	事業用低公害車が普及したため、平成17 年度に廃止する。削減額一般財源年 5,000 千 円	平成17年度
都市計画課 1	生け垣奨励補助制度 事業	対象を、ブロック塀等を取壊して生け垣を 設置する場合のみに見直す。	平成17年度
都市計画課 2	保存樹木等補助制度 事業	施行後 30 年経過し、所期の目的をある程 度達成したため、廃止する。削減額年 161 千 円	平成17年度
都市計画課 3	記念樹配布事業	所期の目的をある程度達成したため、廃止 する。削減額年 325 千円	平成18年度
都市開発課 1	知立連続立体交差事 業	施行関係者である愛知県、名古屋鉄道(株)、 知立市で組織するワーキンググループで、工 事施工のための実施設計に必要なコスト削 減案及び効率的な事業執行方法について平 成18年度にとりまとめ、事業費を削減す る。	平成19年度
生涯学習課 1	各種講座の実施事業	民間事業者が実施している講座は民間に 任せ、市は他の講座を実施することで地域全 体でみた講座の充実を図る。	平成19年度
文化振興課 1	子ども放送局事業	利用者が少ないので、廃止する。	平成18年度
文化振興課 2	図書館の魅力充实事 業	民間事業者（書店、レンタル店）との役割 分担を明確にし、市外に出なければ閲覧でき ない資料や、流通に載らない例えば郷土に関 する資料等を収集するなど、市の役割を再確 認し、選書基準を策定（見直し）する。	平成18年度

第2 民間委託等の推進（指定管理者・PFI・地方独立行政法人制度等の活用を含む）

1 基本的考え方

役割分担の検討の結果、本市が実施主体となるべき事務事業についても、住民サービスの向上と経費節減の観点からより良いありかたを模索し、民間委託が有効なものについては、民間委託を推

進していく。

特に今後の施設整備、更新においては、高低差が少なく形の整った市域や人口密度が高いメリットを活かし、社会増等将来を見込みながら、指定管理者等民間委託の推進や、他自治体との事務共同化を基本に整備更新し、直営とする場合も住民サービスの向上や効率的、効果的な行財政運営の視点をこれまで以上に重視し、整備更新することで、持続発展可能な基礎的自治体を目指す。

また、行政改革大綱 11 頁にも記載しているが、窓口業務や定型的業務についての委託組織設立についても検討し、平成 21 年度までに方針決定する。

(参考 第 3 次知立市行政改革大綱 11 頁)

【取組事項】(短期目標)

項 目		期 間				
		17	18	19	20	21
25	窓口業務や定型的業務についての委託組織設立の検討					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

2 公の施設

(1) 平成 16 年度末における状況

	指定管理者 制度導入済 施設	管理委託実 施施設	業務委託実 施済施設	全部直営施 設	計
レクリエーション・ スポーツ施設	0	0	3	0	3
産業振興施設	0	0	0	0	0
基盤施設	0	4	105	0	109
文教施設	0	3	16	0	19
医療・社会福祉施 設	0	4	15	0	19
その他	0	0	12	0	12
計	0	11	151	0	162

(2) 平成 17 年度から平成 21 年度までの取組目標

平成 18 年度までに、基盤施設 1 施設 (有料駐車場)、文教施設 2 施設 (文化会館、西丘コミュニティセンター)、医療・社会福祉施設 2 施設 (精神障害者小規模保護作業所、福祉の里八ツ田) について、指定管理者制度を導入する。

施設のあり方については、第 3 次行政改革大綱 11 頁 (施設整備計画の策定、施設の統廃合の検討及び直営施設における指定管理者制度の導入検討) にも記載してあり、遅くとも平成 19 年度には方針決定し、その方針に基づいて実施する。

(参考 第3次知立市行政改革大綱 11頁)

【取組事項】(短期目標)

項	目	期 間				
		17	18	19	20	21
23	施設整備計画の策定・施設の統廃合の検討					
25	指定管理者方式への移行検討(直営施設)					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 :実施 :一部実施 :検討 :方針決定 :継続]

3 公の施設以外の施設

(1) 平成16年度末における状況

	全部委託実 施施設	一部委託実 施施設	全部直営 施設	計
学校給食センター		1		1
消防団詰所		2	2	4
不燃物処理場		1		1

* 庁舎は、その他の事務事業に記載する。

(2) 平成17年度から平成21年度までの取組目標

平成21年度までに、そのあり方を検討する。

4 その他の事務事業

総務省により平成15年4月1日現在において実施された事務の外部委託の実施状況調査で照会項目とされた事務・事業等については、下記のとおりである。

事務・事業の種類	平成16年度 末の状況	平成17年度から平成21年度までの取組目標
本庁舎清掃	全部委託	全部委託を継続する。
本庁舎夜間警備	直営	平成21年度までにあり方を検討する。
受付・案内	全部委託	全部委託を継続する。
電話交換	全部委託	全部委託を継続する。
公用車運転	直営	平成18年度から一部委託する。
し尿処理	全部委託	全部委託を継続する。
一般ごみ収集	全部委託	全部委託を継続する。
学校給食	一部委託	一部委託を拡大する。(調理業務の委託を検討する)
学校用務員事務	直営	直営を継続する。(一部臨時職員対応)
水道メーター検 針	全部委託	全部委託を継続する。
道路維持・清掃等	一部委託	一部委託を継続する。
ホームヘルパー 派遣	全部委託	全部委託を継続する。
在宅給食サービ ス	全部委託	全部委託を継続する。
情報処理・庁内情 報システム維持	一部委託	一部委託を継続する。

ホームページ作成・運営	直営	平成21年度までに業務委託する。
調査・集計	直営	平成21年度までにあり方を検討する。
総務事務（給与、旅費、福利厚生等）	直営	平成21年度までにあり方を検討する。

第3 定員管理及び給与の適正化

1 定員管理の適正化

本市の行政改革大綱では、平成16年度当初の職員数447名を平成22年度当初までに428名まで削減する指標を掲げており、これによれば削減率は4.25%となる。

一方集中改革プランは、平成17年度から平成22年度当初までを取組期間としており、本大綱の目標を地方公務員の削減率4.6%と比較すると知立市の場合は、平成17年度当初は444名であったため22年度までの削減率は3.60%となる。

本市では、平成18年度中の策定を目標に定員適正化計画を検討しており、これでは、平成22年度当初までの今後5年間で21名純減させ、425名にする方向で検討している。これにより削減率4.71%となる。この数値は、総務省が毎年度実施する定員管理調査の算出方法による数値であり、本プランでは、この数値を目標とする。

今後、定年を迎える退職者は、毎年軒並み10名を越える数となり、退職者の補充をいかに必要最低限に留めるかということが重大なポイントとなる。

職員数を削減するには、住民サービスを低下させないことを前提に、事務の合理化を図ることと、職員の適正配置を図ることがポイントとなると思われる。具体的には、これから増加すると思われる再任用職員の適材適所での雇用、施設の指定管理者制度の導入をはじめ事務事業の点検に基づく民間委託の推進、保育園の統廃合・民営化等を積極的に検討していくことが大きな成果につながると考えられる。

【平成11年度～16年度の職員数の推移（実績）】

	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1
職員数	473	473	468	457	453	443
減員数	0	0	5	11	4	10
累積	0	0	5	16	20	30

広域連合に移行した消防は除く

【平成17年度～22年度の職員数（計画）】

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	446	440	437	433	429	425
減員数		6	3	4	4	4
累積		6	9	13	17	21

【平成17年度～22年度の退職・採用予定者数】

	H18.3.31	H18.4.1	H19.3.31	H19.4.1	H20.3.31	H20.4.1
退職予定者数	22		12		12	
採用予定者数		16		9		8
差引		6		3		4
累計		6		9		13

	H21.3.31	H21.4.1	H22.3.31	H22.4.1
退職予定者数	11		14	
採用予定者数		7		10
差引		4		4
累計		17		21

【平成17年度～22年度の再任用職員雇用予定数】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
職員数	1	4	11	16	18	17

* 定員管理調査では、一般職員のほか、公営企業等職員、教育長、任期付職員、社会福祉協議会職員を含むが、広域連合、一部事務組合の職員は含まない。一方、行革大綱の数値は、社会福祉協議会、広域連合、一部事務組合及び県教育委員会派遣職員は人数に含まれているが、教育長、任期付職員、県費負担職員は含まない人数で策定した。

2 手当の総点検をはじめとする給与の適正化について

高齢層職員の昇給停止については、国と同様55歳としており、退職時の特別昇給も国に準じて廃止している。また、退職金に関しては、愛知県市町村職員退職手当組合に加入しているが、最高支給率の引下げ等、国に準じた措置を講じている。

給与については、国家公務員に準じて支給することを原則としているが、一部手当においては、国と異なった支給をしているものがある。異なった支給をしている手当は住居手当、通勤手当、特殊勤務手当であり、特に住居手当については、国と比較すると年額8,010千円、通勤手当については年額14,670千円の多額支給となっている。

今後の取組目標は、すべての手当について、平成19年度から国家公務員の支給額に準じた額に改正するよう検討していく。

時間外勤務の削減については、電算システムの導入による効率化、事務改善の推進、ノー残業デーの徹底、週休日勤務の振替、休日勤務の代休を所属、職員に周知し、また、時間外勤務が著しく多い職員には事情を聴取し、削減に向けて注意、アドバイスを行ったことも効果が生じ、時間外勤務手当を削減できた。第3次行政改革大綱の中でも5年間で50,000千円の削減目標が

掲げているが、近づけるよう今後も努力していく。

また、旅費の日当支給については、行政改革大綱 13 頁及び 15 頁にも記載しているが、これまでの考え方を根本的に見直し、平成 18 年度に一部制度の廃止を含め実施していく。

【時間外勤務実績】

	時 間 数	時間外勤務手当
平成 15 年度	27,194 H	74,000 千円
平成 16 年度	24,335 H	65,050 千円
差 引	2,859 H	8,950 千円

全会計、選挙・防災を除く

(参考 第 3 次知立市行政改革大綱 13 頁)

【施策項目】(中期的施策)

職員の健康管理面を考慮したノー残業デーの増加及び時差出勤制度の導入等により、時間外勤務手当の削減を図る。

各種職員手当の見直しを進め、人件費の抑制を図る。

【取組事項】(短期目標)

項 目	期 間				
	17	18	19	20	21
41 時間外勤務手当等の抑制					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

(参考 第 3 次知立市行政改革大綱 15 頁)

- ・時間外勤務手当について、事務改善のほか、ノー残業デーの増加・時差出勤制度の導入・時間外勤務の上限目安設定等、人的資源の有効活用に係る様々な方策を検討し、よりいっそうの削減を目指す。(平成 17 年度～)

時間外勤務手当(H15 決算額)	1 年間での削減目標額	5 年間削減目標額(積上)
76,021	10,000	50,000

- ・日当については、旅費についての規程を明確にし、日当のあり方を検討したうえで、現状支給額の削減を図る。(平成 18 年度～)

旅費(H15 決算額)	1 年間での削減目標額	4 年間削減目標額(積上)
4,233	1,800	7,200

3 定員・給与等の状況の公表

給与について、一般行政に属する職員については、これまでも広報により公表し、また平成 17 年度は国に準じて公表してきた。今後も国に準じて公表していく。

なお、公営企業等一般行政以外の職員については独自に公表していないが、採用、人事異動において一般行政から独立しているわけではなく、また一般行政職員に準じて支給していることから、独自の公表はしない。

4 福利厚生事業の適正化・公表

福利厚生事業については、これまでも事業を縮小し負担金も削減してきたが、民間委託の導入は検討していない。また、事業内容等を一般に公表していない。

今後は、平成18年度に事業概要と財政状況を市民に公表するとともに、引き続き平成21年度までにありかたを検討する。

第4 経費節減等の財政効果

1 経費の節減合理化等財政の健全化

(1) 歳入関係

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
超過課税の実施、法定外税新設		平成18年度から一定規模以上の法人について市民税の超過課税を実施する。 増収見込み額 144,000 千円
税の徴収対策	<p>国税OB等専門能力のある徴収相談員を平成16年度から嘱託員として雇用し職員の徴収技術を高め、公平な徴収と財源の確保を図った。</p> <p>平成16年度末の状況 収納率（現年度分） 市税 98.55% 国保税 89.73% 介護保険 98.83%</p> <p>収納額（現年度分） 市税 9,589,025 千円 国保税 1,546,269 千円 介護保険料 292,787 千円</p> <p>(平成15年度現年分収納実績) 市税 9,369,780 千円 国保税 1,582,293 千円 介護保険料 281,789 千円</p>	<p>徴収体制、滞納処分を強化し、下記の目標を達成する。</p> <p>収納目標率 市税（現年度分） 98.90% 市税（滞納繰越分） 22.00% 国保税（現年度分） 91.00% 国保税（滞納繰越分） 13.60% 介護保険（現年度分） 99.00%</p> <p>増収目標額（現年分5年度積上額、対平成15年度実績） 市税 92,491 千円 国保税 57,548 千円 介護保険料 2,860 千円</p>
使用料・手数料の見直し	平成16年度末の状況 収納額 使用料 162,951 千円	平成18年度までに見直しを行い、平成19年度までに実施する。

	<p>手数料 96,222 千円</p> <p>(平成 15 年度収納実績)</p> <p>使用料 159,356 千円</p> <p>手数料 96,905 千円</p> <p>平成 16 年度末の状況</p> <p>市営住宅(現年分) 96.48%</p> <p>改良住宅(現年分) 96.67%</p> <p>市営住宅改良住宅(滞納繰越分) 25.55%</p>	<p>現在受益者負担されている使用料等増収目標額(積上額、対 15 年度)</p> <p>使用料 15,936 千円</p> <p>手数料 4,846 千円</p> <p>徴収事務を強化し、収納率について下記の目標を達成する。</p> <p>市営住宅(現年分) 97.50%</p> <p>改良住宅(現年分) 97.50%</p> <p>市営住宅改良住宅(滞納繰越分) 30.00%</p>
未利用財産の売払い等		<p>増収目標額(積上)</p> <p>未利用普通財産の売り払いによる増収目標額 353,424 千円</p>
その他	<p>平成 16 年度末の状況</p> <p>保育所運営費負担金(現年分) 99.82%</p> <p>保育所運営費負担金(滞納繰越分) 10.30%</p> <p>住宅新築資金等貸付金(元金収入現年分) 97.40%</p> <p>住宅新築資金等貸付金(利子収入現年分) 94.49%</p> <p>学校給食徴収金(現年分) 99.83%</p> <p>学校給食徴収金(滞納繰越分) 12.38%</p>	<p>現在受益者に無料で提供している下記サービスの有料化について、平成 18 年度までに方針決定し、平成 19 年度までに実施する。</p> <p>増収目標額(積上額)</p> <p>放課後児童クラブ 67,200 千円</p> <p>生涯学習講座 5,420 千円</p> <p>広報等における有料広告を平成 18 年度から導入する。</p> <p>増収目標額 792 千円</p> <p>徴収事務を強化し、下記の目標を達成する。</p> <p>保育所運営費負担金(現年分) 99.90%</p> <p>保育所運営費負担金(滞納繰越分) 20.00%</p> <p>住宅新築資金等貸付金(元金収入現年分) 98.00%</p> <p>住宅新築資金等貸付金(利子収入現年分) 95.20%</p> <p>学校給食徴収金(現年分) 99.90%</p> <p>学校給食徴収金(滞納繰越分) 25.00%</p>

(2) 歳出関係

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
人件費削減 職員削減	機構改革による役職者の減等 平成12年度 12,990千円 平成13年度 120,411千円 退職者の不補充等 平成14年度(臨時職員への切替による金額 6,711千円) 平成15年度 39,412千円(内臨時職員等への切替による金額 26,522千円) 平成16年度 66,473千円(内再任用職員への切替による金額 5,891千円)	削減目標額 396,710千円
人件費削減 給与等削減	旅費基準の見直し 平成12年度 6,915千円 三役手当等の見直し 平成13年度 2,044千円 管理職手当の削減 平成13年度 1,459千円 特殊勤務手当の見直し 平成14年度 1,248千円	時間外勤務の減による 削減目標額(平成15年度比) 50,000千円 日当の見直し 削減目標額(平成15年度比) 7,200千円 手当の見直し 削減目標額 68,040千円
人件費削減 その他	職員福利厚生事業負担金 の見直し 平成12年度 2,107千円 平成13年度 2,158千円 嘱託員等 の見直し 平成14年度 2,274千円 審議会の統合・定数減 平成14年度 557千円	
組織の統廃合		
民間委託による 事務事業費削減		
施設等維持費の 見直し		文化会館管理運営費の見直し 削減目標額 171,163千円
補助金等の整理 合理化	各種補助金 の見直し 平成12年度 18,980千円 平成13年度 3,590千円 平成14年度 19,257千円	知立まちづくり運営費補助金 削減目標額 75,000千円 その他補助金 削減目標額 18,998千円
投資的経費の 見直し		
内部管理経費の 見直し		
その他事務事業 の整理合理化		公共工事コストの削減 削減目標額 20,000千円

		前納報奨金制度の見直し 削減目標額(平成16年度予算比) 27,418千円
その他		その他事務事業の見直し等 削減目標額 100,000千円

2 補助金の整理合理化

平成16年度までの状況については、1に記載したとおりである。

平成17年度において、補助金見直しに関する庁内での検討部会を設け、第三次行革大綱13頁及び同10頁に記載してあるとおり、各種既存補助金の見直し及び市民活動支援基金創設を検討している。一定の基準を設け、マネジメントサイクルを廻しながら見直し、整理合理化を行い、平成21年度までに93,998千円を削減するとともに、平成20年度までに市民活動支援基金を創設する。

行政評価等による見直しの結果、現時点における今後の取組目標は下記のとおりである。

所管課及び 取組番号	補助金交付者	年度別補助金削減目標額(対平成16年度)(千円)				
		17	18	19	20	21
経済課1	知立まちづくり 会社	13,000	15,000	15,000	16,000	16,000
都市開発課 1	まちづくり推進 事業補助事業					1,550

(参考 第三次行革大綱13頁及び同10頁)

【施策方針】

行政運営及びまちづくりへの市民参加を促すための制度や仕組みを確立し、市民活動が行ないやすい体制づくりを目指す。

【施策項目】(中期的施策)

市民活動を活発にするため、支援機関の設置・支援制度等について検討し、NPO・ボランティア団体等の市民活動団体の育成・支援を積極的に推進する。

【取組事項】(短期目標)

項 目	期 間				
	17	18	19	20	21
14 市民活動支援システムの導入・活用					
15 市民活動支援機関設置の検討					
16 既存補助金の見直しを含めた市民活動支援基金創設の検討					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

各種補助金について、見直しのための基本方針を作成し、整理統合化を積極的に進める。

【取組事項】(短期目標)

項 目	期 間				
	17	18	19	20	21
43 各種補助金の見直し					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

3 公共工事

公共工事については、平成11年度に「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、コスト削減に努めてきたところである。第三次行政改革大綱13頁には平成17年度検討、平成18年度一部実施と記載されているが、平成17年度中に新行動計画を策定し、更なるコスト削減に努める。

また、入札については、平成17年度には、工事について条件付一般競争入札を実施しているが、平成19年度に愛知県公共事業支援統合情報システムに参加することで電子入札による業務の効率化及び落札率の低下に努める。

(参考 第三次行政改革大綱13頁)

【施策項目】(中期的施策)

手続の透明性と公平性の推進のため、契約方法等制度の見直しを図り公共工事コストを削減する。

【取組事項】(短期目標)

項 目	期 間				
	17	18	19	20	21
42 契約方法の見直し・公共工事コスト削減計画の策定 (電子入札機能の導入・一般競争入札実施の検討)					

[期間欄の記号は、次の内容を表す。 : 実施 : 一部実施 : 検討 : 方針決定 : 継続]

第5 地方公営企業

1 上水道事業

(1) 経営改革の推進(事務・事業の再編、廃止・統合、民間委託の推進)

ア 平成16年度末におけるこれまでの経営改革の取組状況

平成13年度に組織の見直しを行い、4課6係を3課6係とした。

イ 平成17年度から平成21年度までの経営改革の取組目標

組織の見直しを行い、平成17年度から3課6係を3課5係とした。

今後は、浄水場及び配水場の効率的経営の観点から、隣接市との協力による水供給を含めたありかたや事業の民間委託を推進する。

施設以外の事務事業についても、安全性、効率性、経費面を検討し、民間委託が可能なものは民間委託を推進し、組織の再編についても、よりよいあり方を市の機構改革と合わせて検討する。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

機構改革に伴い、水道事業及び公共下水道事業を一つの部で実施していることにより、一人の職員が両方の事業を兼務している事例が散見されることから、第3(定員管理及び給与の適正化)の項で、一般行政部門と併せて全体で設定する。

イ 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

給与は、特殊勤務手当を除き市の一般行政職に準じて支給している。特殊勤務手当については、見直しを行い、平成14年度から下記により支給している。

手当の種類	勤務内容	支給額
危険手当	苛性ソーダ又は塩素を取扱う業務	日額200円
徴収手当	滞納料金徴収及び滞納処分に伴う給水停止業務	日額300円
待機手当	水道施設の事故等に対応するため正規の勤務時間外に待機する業務	1回1,300円
年未年始手当	年未年始(12月29日から1月3日までをいう。)において、特に勤務を命じられて行う業務	日額3,000円

今後の給与の適正化目標

手当については、一般行政職の見直し時期に、併せて見直しを実施する。

(3) 定員管理、給与の適正化公表状況

給与については独自に公表していないが、採用、人事異動において一般行政から独立しているわけではなく、また特殊勤務手当を除き一般行政職員に準じて支給していることから、独自の公表はしない。

(4) 経費節減等の財政効果

収入

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
未収金の徴収対策	滞納整理を実施。 平成16年度 収納率 現年度分 98.79% 過年度分 59.08%	徴収体制、滞納整理を強化し、下記の目標を達成する。 収納目標率 現年度分 98.90% 過年度分 61.40%
料金の見直し		
未利用財産の売り払い等		平成18年度までに洗出しを行い、平成19年度までに今後のあり方について方針決定する。

その他		
-----	--	--

支出

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
人件費削減 職員削減	一般行政部門に含めて記載する。	一般行政部門に含めて記載する。
人件費削減 給与等削減	一般行政部門に含めて記載する。	一般行政部門に含めて記載する。
組織の統廃合		
民間的経営手法の導入による事務事業削減		
その他	平成15年度以降、石綿管布設替に際し、管径を再検討することで、工事費の削減を図った。 平成15年度後期から毎月実施する水質検査を委託から自己検査で行うことにより、952千円経費節減を図った。	平成17年度から浄水場において毎年実施する水質検査の委託方法を見直すことにより、年間274千円、5年間で1,370千円を削減する。 平成17年度から水道メーター取替事務の見直しにより、経費の節減を図る。

2 公共下水道事業

(1) 経営改革の推進（事務・事業の再編、廃止・統合、民間委託の推進）

ア 平成16年度末におけるこれまでの経営改革の取組状況

平成13年度に組織の見直しを行い、4課6係を3課6係とした。

イ 平成17年度から平成21年度までの経営改革の取組目標

平成17年度から、3課6係を3課5係とした。

公共下水道に関する基本計画の見直しを平成17年度に実施し、経費の削減を図る。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

機構改革に伴い、水道事業及び公共下水道事業を一つの部で実施していることにより、一人の職員が両方の事業を兼務している事例が散見されることから、一般行政部門を併せて全体で設定する。

イ 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

市の一般行政職に準じて支給している。

今後の給与の適正化目標

市の一般行政職に準じて見直しを実施する。

(3) 定員管理、給与の適正化公表状況

給与については独自に公表していないが、採用、人事異動において一般行政から独立しているわけではなく、また一般行政職員に準じて支給していることから、独自の公表はしない。

(4) 経費節減等の財政効果

収入

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
未収金の徴収対策	<p>受益者負担金および使用料について、滞納整理を実施。</p> <p>平成16年度収納率</p> <p>受益者負担金</p> <p>現年度分 98.41%</p> <p>過年度分 16.97%</p> <p>使用料</p> <p>現年度分 98.85%</p> <p>過年度分 25.78%</p>	<p>受益者負担金について、徴収体制、滞納整理を強化し、下記の目標を達成する。</p> <p>収納目標率</p> <p>受益者負担金</p> <p>現年度分 98.41%</p> <p>過年度分 17.00%</p> <p>使用料</p> <p>現年度分 99.00%</p> <p>過年度分 31.10%</p>
料金の見直し		
未利用財産の売り払い等		平成18年度までに洗出しを行い、平成19年度までに今後のあり方について方針決定する。
その他		

支出

取組項目	平成12年度から平成16年度までの状況、主な実績	平成17年度から平成21年度までの取組目標及び施策の内容
人件費削減 職員削減	一般行政部門に含めて記載する。	一般行政部門に含めて記載する。
人件費削減 給与等削減	一般行政部門に含めて記載する。	一般行政部門に含めて記載する。
組織の統廃合		
民間的経営手法の導入による事務事業削減		
その他		

3 宅地造成事業

(1) 経営改革の推進(事務・事業の再編、廃止・統合、民間委託の推進)

ア 平成16年度末におけるこれまでの経営改革の取組状況

本市が実施主体となって実施している宅地造成事業は、知立第三土地区画整理事業である。本事業の実施地区は、名鉄知立駅を核とする中心市街地の南に隣接する新市街地であり、民間開発による無計画開発を防止し、良好な道路網、住環境を構築することを目的に昭和58年から実施したものである。これまでの取組状況は、いわゆるバブル経済崩壊以降の地価の下落により事業進捗の原資となる保留地処分について、処分が進まなかったことから価格の見直し、保留地売却のPR強化

(インターネット掲示、窓口リーフレット、出先の公の施設にリーフレット配置、事業ニュース差込)等を実施し、事業費の捻出に努力してきた。

イ 平成17年度から平成21年度までの経営改革の取組目標

事業の進捗率は平成16年度末で94%になっており、今後は平成19年度の事業完了を目標に一般財源の計画以上の繰出しをせず、保留地の完全処分にむけて、努力する。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

一般行政部門を併せて全体で設定する。

イ 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

市の一般行政職に準じて支給している。

今後の給与の適正化目標

市の一般行政職に準じて見直しを実施する。

(3) 定員管理、給与の適正化公表状況

給与については独自に公表していないが、採用、人事異動において一般行政から独立しているわけではなく、また一般行政職員に準じて支給していることから、独自の公表はしない。

4 駐車場事業

(1) 経営改革の推進(事務・事業の再編、廃止・統合、民間委託の推進)

ア 平成16年度末におけるこれまでの経営改革取組み状況

知立市有料駐車場は昭和60年12月に共用を開始し直営事業として現在に至っている。最も売上が多い年は平成7年度で1億6千5百万円余、一般会計繰出金は1億1千万円であった。バブル経済崩壊後、利用者の減少及び周辺地区に民間駐車場が設置され売上の減少が続いている。平成16年度では売上金9千万円余、一般会計繰出金は3千2百万円余となっているが、当市の財政においては貴重な収入源となっている。

このよう状況下、売上向上対策として平成16年度から24時間営業及び駐車場利用料金の引下げを行うとともに、管理委託業務の見直しを行い約5百万円の経費削減と24時間営業の実施により利用者増加となり約80万円の売上向上となった。

イ 平成17年度から平成21年度までの経営改革の取組み目標、目標の具体的な内容、取組時期

地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が施行された。知立市有料駐車場においても指定管理者制度について平成16年度、17年度と導入の検討してきた。

その結果、有料駐車場については指定管理者制度を採用し候補者の公募を行い、平成18年度から指定管理者による管理運営を実施することとした。指定管理者においては更なる経費の縮減と民間が持つ経営のノウハウを駐車場経営に活かし売上向上策を提出させる。

(2) 定員管理・給与の適正化

ア 定員管理の適正化

一般行政部門を併せて全体で設定する。

イ 給与の適正化

これまでの給与の適正化実績

市の一般行政職に準じて支給している。

今後の給与の適正化目標

市の一般行政職に準じて見直しを実施する。

(3) 定員管理、給与の適正化公表状況

給与については独自に公表していないが、採用、人事異動において一般行政から独立しているわけではなく、また一般行政職員に準じて支給していることから、独自の公表はしない。

(4) 経費削減等の財政効果

ア 平成16年度末におけるこれまでの取組状況

収入については、平成7年度の約1億6千5百万円を境に以後、年々利用者数の減少に伴い平成15年度では約9千万円と収入が減少した。

平成16年度においては、住民の要望及び近隣民間駐車場との料金格差を少なくするため、24時間営業の開始と利用料金の改正を実施し駐車場収入は約80万円増加した。

一方、平成16年度の支出については総額約9千2百万円でありその内、一般会計繰出金3千2百万円、消費税約2百万円、工事請負費約1千8百万円を総額から差し引くと約4千万円が経常的な経費で、この額は概ね毎年大差はない。

イ 平成17年度から平成21年度までの取組目標

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。知立市有料駐車場事業においても平成18年度から指定管理者制度の利用料金制を取り入れることとし、民間事業者が持つ経営のノウハウを活かして経費の縮減や売上の向上を図り、平成18年度の売上を9千5百万円、19年度は9千7百万円、20年度は9千8百5拾万円、21年度については1億円を目標に運営し、下記の財政効果目標額（市収入の増、市支出の減）を確保することを目標とする。

平成16年度一般会計繰出金 32,103 千円、市支出 42,094 千円との比較による財政効果目標額

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
市収入	0	21,397	21,397	21,397	21,397	85,588
市支出	0	394	394	394	394	1,576

* 単位千円。単位未満四捨五入。市支出は、平成16年度42,094千円は、繰出金と工事請負費を控除した額とした。

第6 第三セクターの見直し

1 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 平成16年度末の状況

平成16年度末時点においては、第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画は策定していない。

(2) 平成17年度から平成21年度までの取組目標

本市が出資あるいは出えんする第三セクターについて、平成17年以降経営状態が3年連続して赤字の場合は、大口出資・出えん者と協議しながら計画を策定する。

2 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

(1) 平成16年度末の第三セクター法人数

本市が出資あるいは出えんする平成16年度末時点における、民法あるいは商法に基づいて設立された第三セクターの法人は、15法人である。

(2) 平成21年度までの統廃合・整理等見直しの実施予定

平成19年度までに、2団体を1団体に統合する。

3 監査・点検評価・情報公開の体制等

(1) 監査・点検評価の実施状況と今後の整備目標

ア 平成16年度末における状況

本市が出資・出えんする第三セクター15法人のうち、出資比率25%以上の法人、または負担金、補助及び交付金により財政的支援を実施している法人(以下、「関与法人」とする)は、5法人である。平成16年度末時点において、外部監査、行政評価の視点を踏まえた定期的な点検評価を市が実施している関与法人はない。

イ 平成17年度から平成21年度までの取組目標

監査体制については、地方自治法の規定の範囲で監査委員による監査が可能であるので、監査計画作成に際しては、市の関与度合いの高い法人について特に監査の実施に配慮していただけるよう依頼していく。

また、行政評価の視点を踏まえた定期的な点検評価は、平成17年度以降3年連続して赤字決算を計上した第三セクターについて、所管課を中心に実施する。

(2) 情報公開実施状況及び取組目標

ア 平成16年度末における状況

平成16年度末において本市が、関与法人に関し、財務諸表の概要、財政支援の状況、必要性・今後の見通しについては、公表していない。

イ 平成17年度から平成21年度までの取組目標

平成19年度以降、関与法人に関しては、財務諸表の概要、財政支援の状況、必要性・今後の

見直しについて公表し、また点検評価を実施した場合にも、結果を公表する。

4 役職員と給与の見直し

(1) 役職員数の削減計画

ア 平成16年度末における役職員数、役職員の削減計画の有無

関与法人のうち、1法人については、平成18年度以降職員を3名削減する計画がある。

イ 平成17年度から平成21年度までの取組目標

平成17年以降連続して3年以上赤字を計上した関与法人について、点検評価結果に基づき働きかける。

(2) 今後の給与の見直し計画

ア 平成16年度末における状況及び策定(改訂)予定

平成16年度末時点において、給与の見直しに関する計画を策定している関与法人はなく、また策定予定の関与法人もない。

イ 平成17年度から平成21年度までの取組目標

平成17年以降連続して3年以上赤字を計上した関与法人について、点検評価結果に基づき働きかける。

第7 その他

1 地方公社

本市の地方公社としては、公共事業にかかる先行用地取得を目的とした土地開発公社がある。平成16年度末時点における公有用地は、知立駅周辺土地区画整理事業代替地等7,126㎡、442,902,615円である。平成17年度から平成21年度までの取組としては、現在保有する先行取得用地を平成19年度までに市へ買い戻しを実現する。

2 地域協働の推進

(1) 活動主体との積極的な連携・協力

本市においては、市民との協働によるまちづくりを重視した第5次総合計画を、平成15年度を初年度に策定し、平成16年度には地域振興課を設け、また地区懇談会を開催し市民の声の反映を図るよう推進してきたところである。

第三次行政改革大綱10頁にも記載しているところであるが、平成17年度から平成21年度までの取組目標としては、平成17年度に市民活動支援システムの導入し、以後活用を図ること、また、市民活動支援機関の設置及び市民活動支援基金創設について検討し、平成19年度に方針決定、平成20年度に実現することで、活動主体の支援、連携等を通じ地域との協働を推進する。

(2) 職員の意識改革や勤務体制の整備

平成21年度までに、あり方を検討する。

3 人材育成の推進

今後、役職者が大量に退職する時期を迎え、これまでの役職者と比較すると年齢層が低くなることが想定される。経験不足は否めないが、今後はより一層職員研修を充実させ、職員の人材育成に力を入れなければならず、人材育成基本方針の策定は急務となっている。

今後は、「研修に関する基本的な方針」を平成18年度中に策定する。

また、今日まで「年功序列」、「横並び」と言われ「大過なく」型の職員を生んでいるとされてきた体質も見直し、「能力主義・実績主義」を重視した新しい人事評価制度の導入について、現行政改革大綱にも記載されているとおり、平成18年度に方針決定し、平成19年度に一部実施する。職員マニフェストの作成についても、平成18年度から実施する。

4 公正の確保と透明性の向上

情報公開制度は平成13年度、行政手続制度は平成10年度、またパブリックコメント制度は平成16年度にそれぞれ導入済みであることから、今後、これらの制度を有効に活用し、公正の確保と透明性の向上を図る。

5 電子自治体の推進

(1) 平成16年度までの取り組み

ア 標準化・共同化・共同アウトソーシング

知立市では、愛知県及び県内市町村(名古屋を除く)とともに共通の目標である電子自治体化を、経費や人的な面で効率よく、地域全体として格差なく、しかも早期に実現するため「あいち電子自治体推進協議会」(平成15年4月に設立)に参加している。この協議会では、電子自治体に必要となるシステムの開発や、システムを高い安全性を確保しつつ24時間365日運営していくためのデータセンターなどの費用を参加する団体で負担し、住民や企業の方がインターネットから行政機関への申請や届出を可能にするシステムの開発運用などを行っている。平成16年度に電子申請・届出システムが稼働した。

イ 旧式システムの最適化

旧式レガシーシステム(ホスト)による業務運営を見直し、各業務の新規開発及び法改正に伴う大規模改修時にはパッケージソフト導入によるオープン化をはかり、業務の標準化、情報システムの品質向上、コスト圧縮等の適正化をはかってきた。

(2) 平成17年度からの平成21年度までの取組目標

今後の取組目標は以下のとおりである。

所管課及び取組番号	取組事項	取組内容	目標年度
企画課1	行政手続オンライン化事業1	市民の利便向上と、効率的、効果的な行財政運営を図るため、共同利用型施設予約システムの一次運用を開始する。	平成18年度
企画課2	行政内情報化	効率的、効果的な行財政運営を図るため、庶務	平成18年度

	推進事業 1	事務システムを導入する。	
企画課 3	行政内情報化推進事業 2	市民の利便向上と、効率的、効果的な行財政運営を図るため、総合文書管理システムを導入する。	平成 20 年度
総務課	行政手続オンライン化事業 2	市民の利便向上と、効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子調達（物品等）システム運用を開始する。	平成 20 年度

6 事務事業等の改革、改善

行革大綱 14 頁「規定計画・方針の見直し」を受けるなどして、所管課を中心とした取組事項は、下記のとおりである。

なお、事務事業等の改革、改善を実施するにあたり経費が増加する場合は、原則として当該事務事業を所管する部課等での事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、増加する経費を捻出する。

所管課及び取組番号	取組事項	取組内容	目標年度
秘書課 1	「市長への投書箱」の設置事業	平成 18 年度に見直しを行い、平成 19 年度に強化月間に全戸配布、郵送回収。毎年度継続し、平成 21 年度には、500 件の投書を回収する。	平成 21 年度
秘書課 2	広報紙の充実事業	頁数を平成 19 年度及び平成 21 年度に 2 ページずつ増やし、需要増項目である市民参加及び外国語の掲載を増やす。	平成 21 年度
秘書課 3	地区懇談会の実施事業	市主催から地区住民主催へ平成 19 年度から移行し、参加者増を図る。平成 21 年度参加市民 450 人を目標とする。	平成 21 年度
企画課 1	産業誘致事業	平成 18 年度の調査を踏まえ、想定される都市機能の誘導・整備に向けて導入手法の検討を行う。	平成 19 年度
地域振興課 1	「みんなの生活展」の実施事業	広く市民参加のもと内容を検討し、再度実施する。	平成 19 年度
地域振興課 2	知立市男女共同参画プラン推進事業	新男女共同参画プランを策定し、女性担当室、女性問題連絡会議、女性コーナーを設置し、女性行政を推進する。	平成 20 年度
地域振興課 3	防犯灯の設置支援事業	防犯灯修繕料補助金制度を見直し、平成 18 年度から実施する。	平成 18 年度
地域振興課 4	公民館建設費等の支援事業	これからのコミュニティのありかたを検討する研究会を設置し、その結果を尊重した見直しを行う。	平成 20 年度
防災対策室 1	自主防災組織訓練の実施事業	訓練手法や外部講師の活用を検討し、実施する。	平成 18 年度
防災対策室 2	防災備蓄品充足事業	食品メーカー、流通機構等との協定などにより、物資の緊急供給が受けられるようにする。	平成 18 年度
福祉課 1	生活保護自律支援システムの構築	標準化、電算化、他機関との連携により、提供するサービスの向上と事務の効率化を図る。	平成 18 年度
長寿介護課 1	配食サービス、外出支援及び寝具洗濯乾燥サービス事業	利用者アンケートを定期的に、改善案を次年度予算等に反映できる時期に実施し、反映させる。	平成 18 年度

長寿介護課 2	友愛訪問活動事業	訪問員により訪問回数に差があるが、利用者の希望を調査し、実施できる体制を整え、実施する。	平成19年度
長寿介護課 3	ねたきり老人等住宅改善事業	対象者の資力に応じた弾力的な運用を検討する。	平成19年度
児童課1	ファミリーサポートセンター事業	事業の拡充、啓発により、会員数を平成16年度391人を21年度600人に増やす。	平成21年度
児童課2	一時保育実施事業	定員に対し利用希望者が多いので、定員の増を図るとともに、利用者負担額の見直しを行う。	平成18年度
保健予防課 1	保健事業に関する報酬単価等の見直し	基本健診の内、眼科検査について見直しを行う。 個別予防接種事業について、継続して見直しを行う。	平成18年度 平成19年度
保健予防課 2	認知症・転倒予防推進事業	生活機能の維持、向上者の割合を事業対象者の70%以上とする。	平成19年度
保健予防課 3	妊婦健康審査事業	妊婦健康診査受診率を平成16年度92.6%から目標100%とし、対象者が心安らかな状態で出産に備える環境を整える	平成18年度
保健予防課 4	健康づくり地域推進員活動への支援事業	平成16年度末42人の推進員を、50人に増やし、地域での活動を広げる。	平成20年度
保健予防課 5	健康知立ともだち21計画PR事業	市民全体に計画を普及し、主体的に健康づくりに取り組む意識を高め、行動している市民の割合を70%以上にする。	平成21年度
保健予防課 6	性教育の推進事業	各課でバラバラに取り組んでいるので、部会を設け、平成18年度中に市の方針と役割分担を確認し、それに基づき実施する。	平成19年度
経済課1	ミスかきつばたコンテスト事業	会場を、パティオ池鮎鯉に変更することで、年300千円節減する。	平成19年度
環境課1	温暖化防止に向けた庁内行動指針の策定事業	平成17年度中に策定する。	平成17年度
環境課2	地球温暖化防止対策	市施設の冷暖房温度を1度上下させる。公用車のアイドリングストップを実施する。	平成17年度
環境課3	不法投棄防止夜間パトロール事業	これまでの実績を踏まえ、重点地区を設定する。	平成18年度
環境課4	生活排水対策学習会の実施事業	対象を小学生等に広げ、出前講座も活用する。 「水生生物調査事業」と再編する	平成18年度 平成19年度
環境課5	水生生物調査事業	指導、監視する人材を確保育成する。 「生活排水対策学習会の実施事業」と再編する。	平成19年度
環境課6	道路・河川環境のボランティア団体への支援事業	各地域において団体結成するためモデルとして既団体の活動内容を紹介する。 「生活排水対策学習会の実施事業」及び「生活排水対策学習会の実施事業」との連携を検討する。	平成18年度 平成18年度
環境課7	ごみ分別の徹底と減量・リサイクルの推進	ルールどおりに出されていないごみにレッドカードを貼り、収集しないこと、及び効果を広報で周知することで、推進する。	平成18年度

環境課 8	ごみ分別意識啓発事業	啓発物品をよりみやすい内容とするなど、見直しを行う。	平成 18 年度
土木交通課 1	ミニバス事業	平成 18 年度にアンケート結果を活かし、見直しを検討する。平成 16 年度に比較し、10%増の利用者数を目指す。	平成 21 年度
建築課 1	住宅耐震診断の委託事業	密集地域や道路狭小地区、災害時主要道路沿いの家屋など重点地区を設定し、実施する。 耐震診断率 18.2%とする。 耐震診断率 36.4%とする。	平成 18 年度 平成 19 年度 平成 21 年度
建築課 2	住宅耐震改修補助事業	耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」となった家屋について、重点地区を中心に緊急度の高いものから補助し累計 132 棟を改修する。	平成 21 年度
学校教育課 1	教育体制の充実事業	事業内容を見直し、事業の充実をはかる。	平成 20 年度
生涯学習課 1	学校施設の地域開放事業	地域住民等への PR をすること、また、校庭開放指導員には自覚と責任を持ち、その存在が児童にも一般にも明らかに判る服装（表示）とする。	平成 18 年度
生涯学習課 2	スポーツ振興事業	体育指導員は、スポーツ振興法の趣旨から見て、次回改選時に地区推薦の委員を増やす。	平成 19 年度
文化振興課 1	図書館における洋書購入事業	洋書コーナーを設け、国際化、増えつづける外国人対応のための資料を継続的に整備する。	平成 17 年度